

申 請

平成 25 年 10 月 17 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 25 年 10 月 9 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- (1) 福島県福島市において産出されたウメ
- (2) 福島県伊達市において産出されたウメ
- (3) 福島県桑折町において産出されたウメ
- (4) 福島県国見町において産出されたウメ

2 解除を申請する理由

平成 25 年 6 月 10 日から 7 月 1 日までに福島県福島市、伊達市、桑折町及び国見町で実施した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、緊急時環境放射線モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県福島市で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表）Ⅳの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。（別添1参照）

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添2参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や表示を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(3) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出荷自粛を求める。

6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

県は、当該地域のウメを原料とした加工品の出荷が見込まれる場合は、ウメ加工品について、当該地域の直売所で取り扱われる梅干し等を中心に、原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

(別添1)

福島市産ウメ検査実績

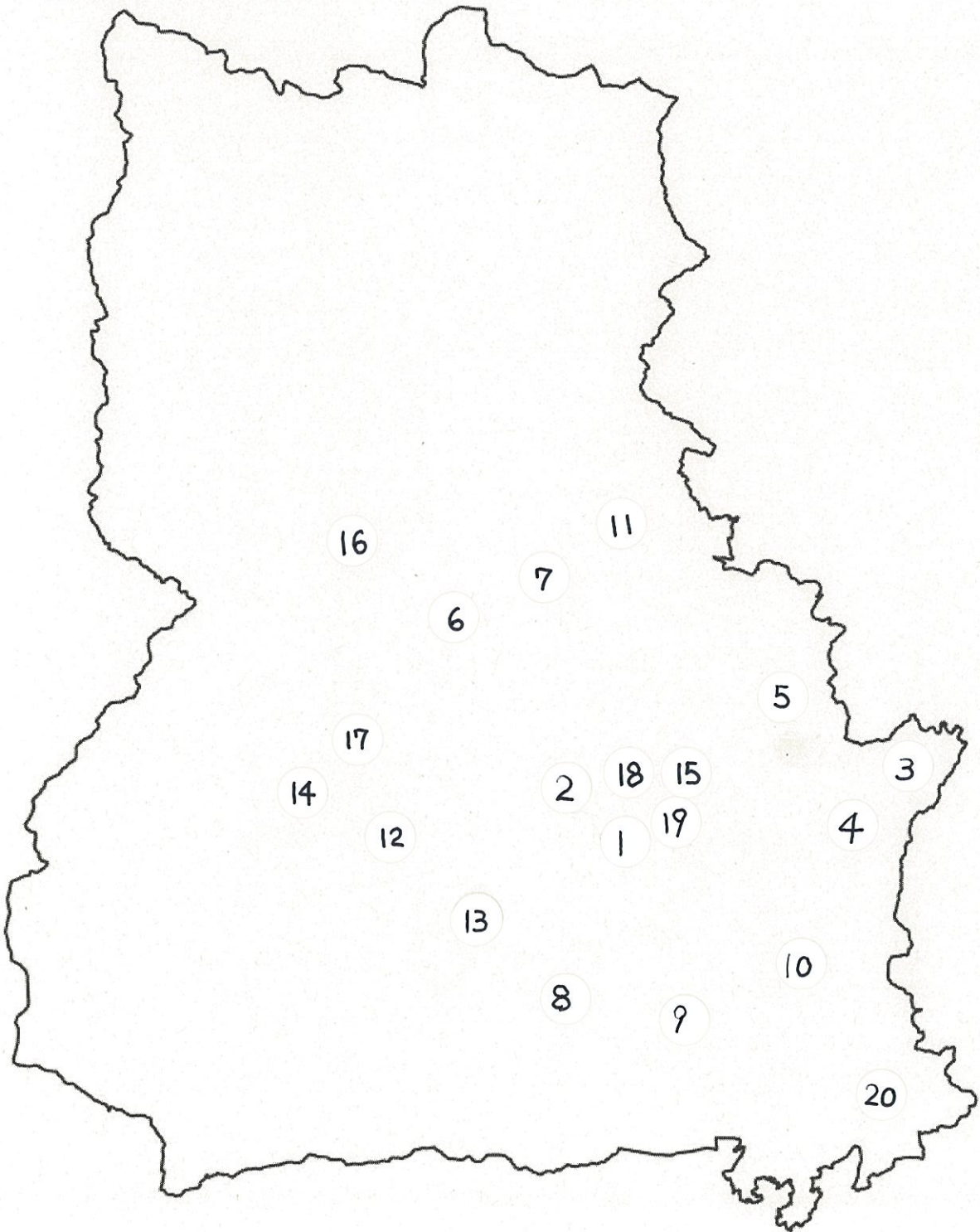
分析機関：福島県農業総合センター

□ 基準値：放射性セシウム (100Bq/kg)

(Bq/kg)

番号	平成25年度		平成23年度
	検査日	モニタリング検査	
1	H25. 6. 10	33	690
2	H25. 6. 10	63	—
3	H25. 6. 10	45	—
5	H25. 6. 10	27	—
6	H25. 6. 10	16	—
7	H25. 6. 10	8.3	—
8	H25. 6. 10	7	201
9	H25. 6. 10	33	—
10	H25. 6. 10	21	—
11	H25. 6. 10	19	170, 145
12	H25. 6. 10	ND	164
14	H25. 6. 10	18	192
15	H25. 6. 10	38	270
16	H25. 7. 1	12	141, 149, 174
17	H25. 6. 10	22	173, 156
18	H25. 6. 27	15	240
19	H25. 6. 27	30	340
20	H25. 6. 10	18	—

福島市



(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
福島市	新ふくしま農業協同組合	福島市、川俣町	ウメ
福島市	農産物直売所 四季の里 農村いちば	福島市	ウメ
福島市	農産物直売所 ディスカバリー	福島市	ウメ
福島市	めぐりハウス 飯野	福島市	ウメ

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県伊達市で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表）Ⅳの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。（別添1参照）

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添2参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や表示を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(3) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出荷自粛を求める。

6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅干し加工・販売を行う全ての生産者が放射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

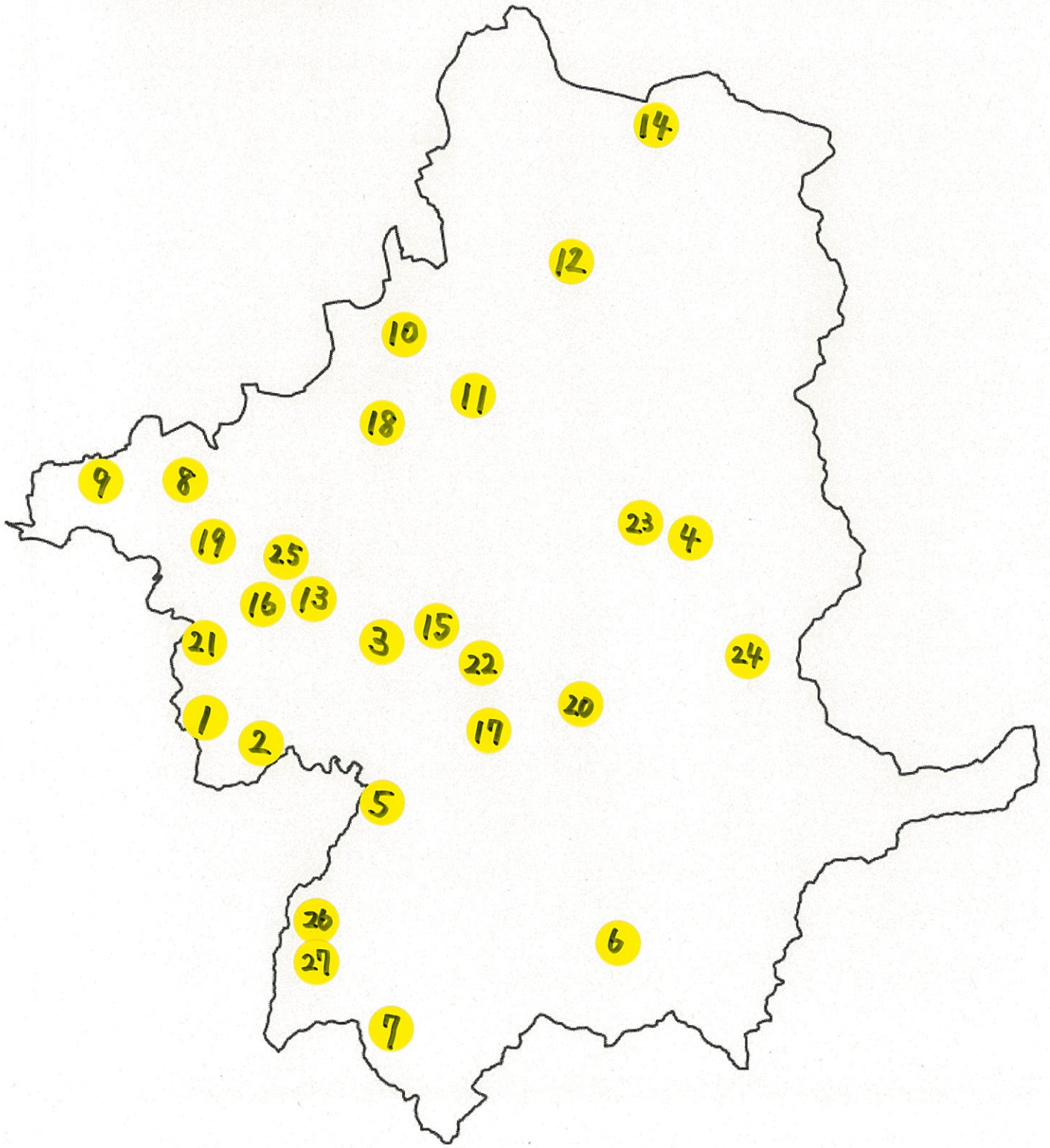
(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

県は、当該地域のウメを原料とした加工品の出荷が見込まれる場合は、ウメ加工品について、当該地域の直売所で取り扱われる梅干し等を中心に、原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

伊達市



(別添1)

伊達市産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Bq/kg)

No	平成25年		平成23年
	検査日	モニタリング検査	
1	25.6.17	42	—
2	25.6.17	65	420
3	25.6.17	50	—
4	25.6.17	7.7	300
5	25.6.17	22	630
6	25.6.17	34	310
7	25.6.17	36	—
8	25.6.17	21	440
9	25.6.17	4.7	—
10	25.6.17	16	—
11	25.6.17	7.4	—
12	25.6.17	14	—
13	25.6.17	3.5	580
14	25.6.17	8	240
15	25.6.24	7.1	310, 360, 300
16	25.6.24	18	220
17	25.6.24	25	760
18	25.6.17	6.8	290
19	25.6.24	5.8	168
20	25.6.24	6.8	270
21	25.6.17	34	330
22	25.6.17	23	360
23	25.6.24	4.2	111
24	25.6.24	18	199, 116
25	25.6.27	14	125
26	25.6.24	24	—
27	25.6.24	32	—

(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
伊達市	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
伊達市	伊達果実農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
伊達市	保原青果市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
伊達市	伏黒地方卸売市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
伊達市	伊達みらい農業協同組合 直売所(直売所あだご、みらい百彩館、たんぽぽ直売会)	伊達市	ウメ

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県桑折町で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表）Ⅳの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。（別添1参照）

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

（1）出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添2参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や表示を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(3) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出荷自粛を求める。

6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

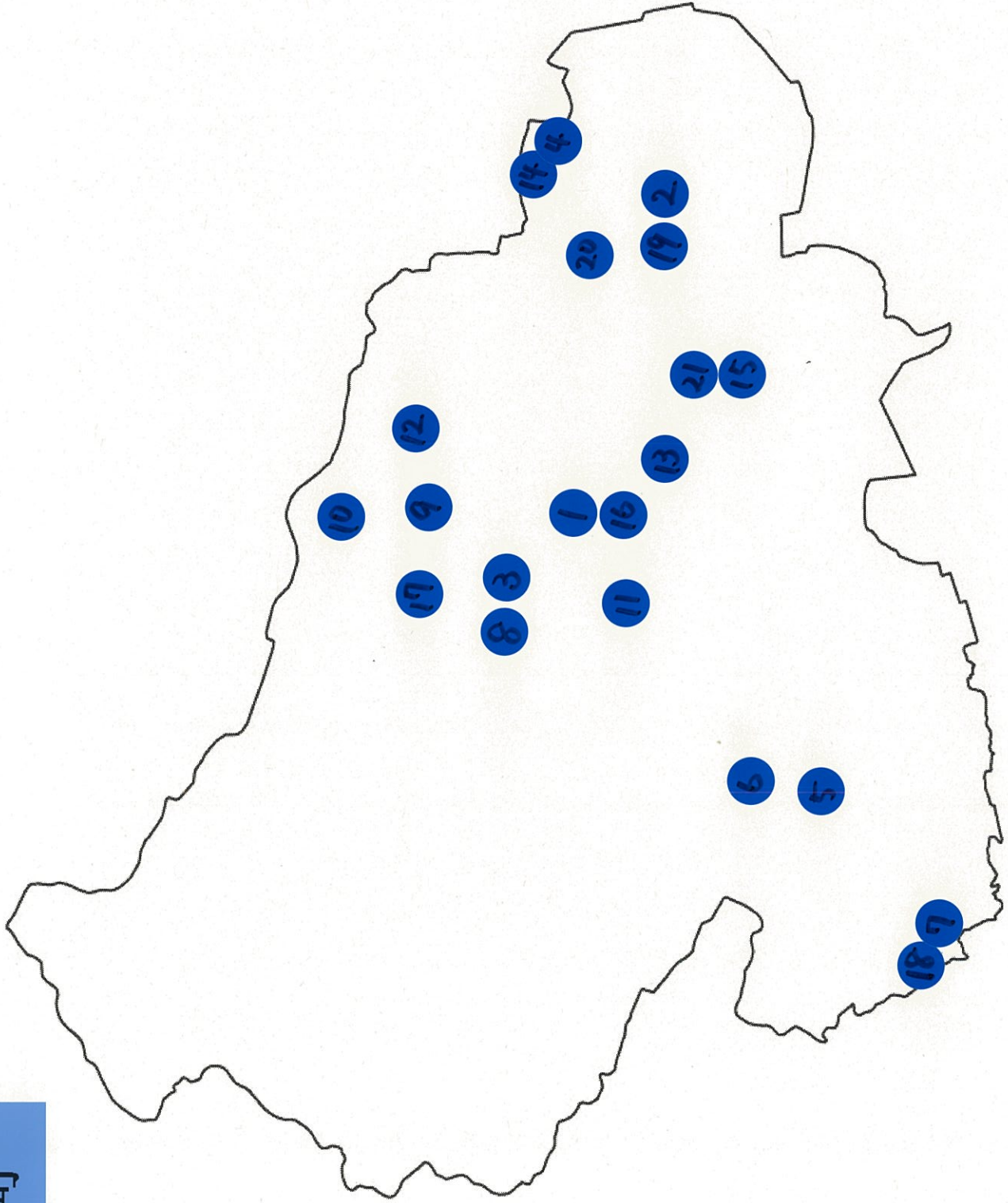
(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

県は、当該地域のウメを原料とした加工品の出荷が見込まれる場合は、ウメ加工品について、当該地域の直売所で取り扱われる梅干し等を中心に、原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

桑折町



(別添1)

桑折町産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

□ 基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Bq/kg)

No	平成25年		平成24年	平成23年
	検査日	放射性検査		
1	25.6.20	20	—	610
2	25.6.24	14	—	199
	25.6.20	19	—	700
3	25.6.17	89	—	—
4	25.6.13	21	—	—
	25.6.24	9.6	—	270
5	25.6.24	8.5	—	137
6	25.6.24	30	—	102
7	25.6.20	17	—	—
8	25.6.24	69	—	—
9	25.6.24	7.2	—	192
10	25.6.13	50	—	—
11	25.6.13	ND	—	—
12	25.6.13	22	—	—
13	25.6.13	13	—	—
14	25.6.13	13	42	—
15	25.6.13	2.6	33	—
16	25.6.20	22	46	—
17	25.6.24	59	—	340
18	25.6.17	12	—	320
19	25.6.24	19	—	340
20	25.6.13	52	—	410
21	25.6.24	4.7	—	154

(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
桑折町	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
桑折町	伊達果実農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
桑折町	保原青果市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
桑折町	伏黒地方卸売市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
桑折町	伊達みらい農業協同組合 桑折農産物直売所	桑折町	ウメ

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県国見町で生産されるウメ

2 解除申請までの検査計画

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方」（平成25年3月19日付け原子力災害対策本部長公表）Ⅳの3に基づき検査を実施し、すべてが基準値を下回った。（別添1参照）

3 解除後の緊急時環境放射線モニタリング計画

解除後において、出荷が見込まれる場合は、ウメの種類ごとに原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

なお、平成25年産ウメについてはモニタリング検査に提供した検体のみであり、出荷用に収穫・加工は行っていない。

4 解除後の出荷管理

（1）出荷者の対策について

ア JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という（別添2参照）。）の出荷者に対しては、これまでも出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図るとともに、生産履歴、集荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉を可能とする。

なお、出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の産出地の絞り込みが可能となっているほか、生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能であるが、それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付や表示を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(3) 出荷状況の把握

県は、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通じて確認するとともに、定期的に、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているか確認する。

(4) 卸売市場等出荷先への情報提供

県は、卸売市場等に対して県内のウメで出荷制限が引き続き指示されている市町村について周知するとともに、出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

- 5 緊急時環境放射線モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える検査結果が確認された場合、当該地域のウメについて、県は即時に出荷自粛を求める。

6 ウメ加工品の検査体制の確立

ウメについては、梅干し等の漬物に加工されることが想定されるため、県の管理の下、以下のとおり、出荷制限解除市町村において梅し干加工・販売を行う全ての生産者が放射性物質検査を行う体制を整備し、安全確保を徹底する。

(1) 梅干し加工を行う者の届出義務化

「漬物製造施設の衛生確保に関する要綱」等に基づき、漬物を製造販売する営業者は、保健所への届出が義務化されたことからウメ加工を行う場合は届出を行うよう周知し、保健所からの衛生管理指導を徹底する体制を整備する。

(2) 届出加工者による放射性物質検査の徹底

県は、梅干し等を製造・販売する生産者には、梅干し等の製造・販売においては放射性物質検査を行い、基準値を下回っていることを確認するよう指導を徹底する。

(3) 直売所の陳列・販売前の基準値以下の確認の徹底

県は、地域内の全直売所に対し、梅干し等を陳列・販売する場合には、基準値を下回っていることを確認したものを取り扱うよう巡回により指導する。

(4) 放射性物質検査の重点実施

県は、当該地域のウメを原料とした加工品の出荷が見込まれる場合は、ウメ加工品について、当該地域の直売所で取り扱われる梅干し等を中心に、原則3点以上の検査を実施し、検査結果を公表していく。

(別添1)

国見町産ウメ検査実績

分析機関:福島県農業総合センター

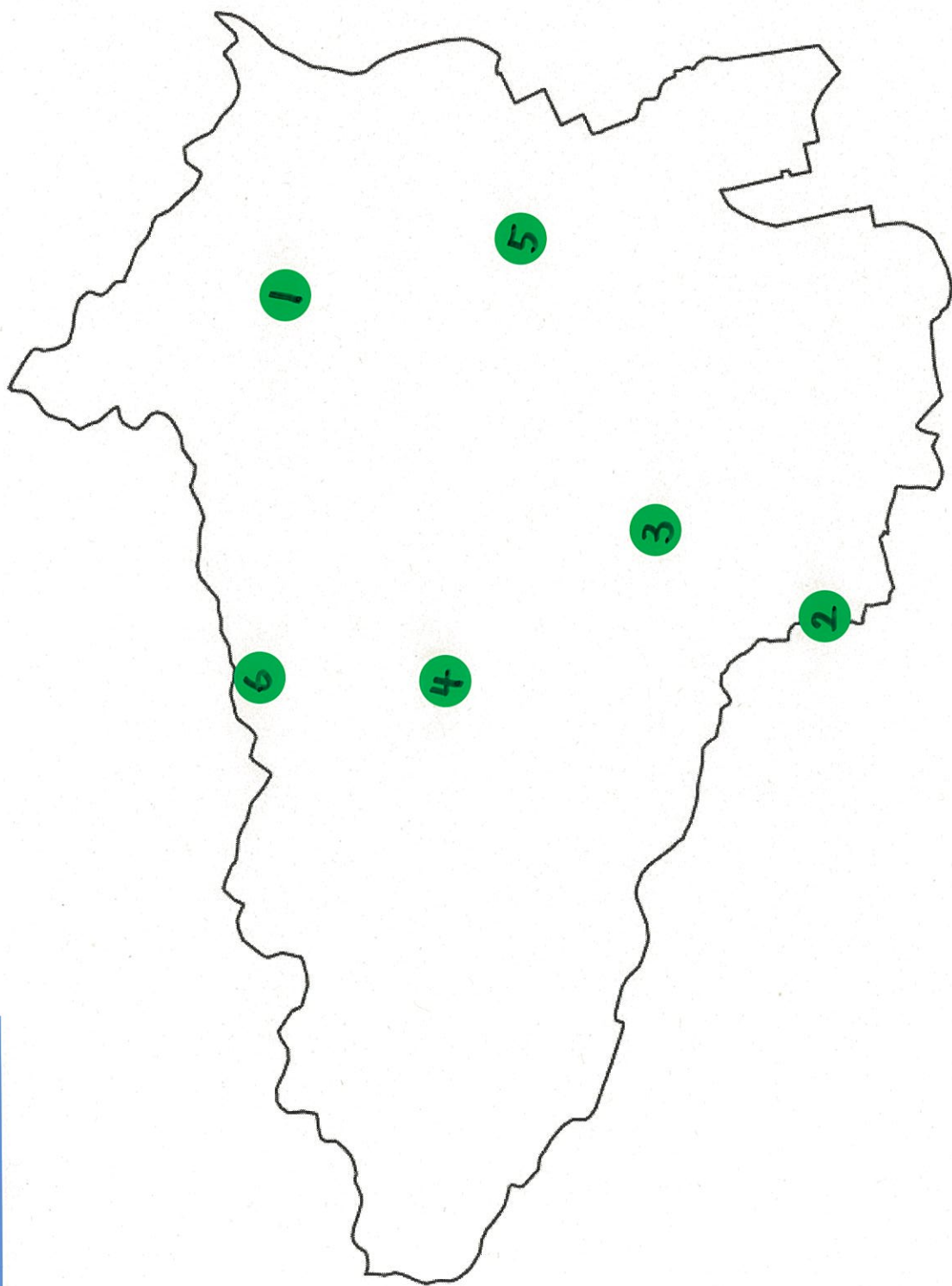
基準値:放射性セシウム(100Bq/kg)

(Bq/kg)

番号	検査日	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1	H25.6.24	6.6	—	164
	H25.6.13	ND	—	260
2	H25.6.13	11	—	—
3	H25.6.13	9.3	—	—
4	H25.6.13	13	77	340
5	H25.6.13	25	62	—
6	H25.6.13	15	40	—

※ 平成24年6月4日に実施した緊急時環境放射線モニタリング検査において、210Bq/kgを検出したため、同年6月6日に出荷制限が指示されたほ場がある。当該ほ場については、平成25年4月に伐採されているため、平成25年は検査対象としていない。

国見町



(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
国見町	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
国見町	伊達果実農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
国見町	保原青果市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ
国見町	伏黒地方卸売市場	伊達市、桑折町、国見町	ウメ